

台湾に一種奇怪の商人あり。これを販梢人という。常に子供を売買するをもって営業となすものあり。今現に大稻埕にすらこれありという。その他商人に非ざるも個人間に子女の売買行わるるは嘆ずべき風習というべし。

第一節 交換証

【中文の部分は省略】

打猫南堡義橋庄（※現在の嘉義県民雄郷）、劉保泰なるもの鴨母壠庄頂厝仔に田地一箇所あり。今媒人により、串守する人の子とこの田地を交換し、現場において田は串守に、子は保泰に引き渡せり。他日双方決して異儀を申し出でざるよう、この証を作りて証拠となす云々。

第二節 女の質入証書

【中文の部分は省略】

鳳山城粟倉後街第三番戸張市なるもの侄女（親族の女）一人あり。齡十五にして名を来發とよぶ。今病を養うのかねなくしてやむを得ず媒人に託し、照墻後街林選なる人より銀十六円を仮、この女子を質として林選に交付せり。この女は先に他人に典質（しちいれ）せしことなし。また身元不明の事情なし。もし不明の事情等ありたるときは張市において引受け、一切銀主に迷惑を掛くことなし。またこの女期限内病気その他有身（はらみ。妊娠のこと）、死亡等のことありたるときはこれ天数なれば銀主に何ら迷惑を掛くことなし。期限は三年となし、その間決してとりもどしせず。後日の証としてこの書を作る。【後略】

第三節 妻売渡証

【中文の部分は省略】

中壠区内、金瓜寮竹園仔庄（※現在の新北市淡水区）の劉阿妹なるもの、先年陳教化の女、陳尾妹なるものを娶り、今年三十一歳に至る。しかるにこの陳尾妹を甘諾の上、さらに龍肚庄（※現在の高雄市美濃区）邱假黎なるものに改嫁合意（再婚に合意）して妻となし、子係の昌盛をなさしむ。この再嫁は双方甘諾の上なれば決して他日異言なし。そうして身価銀六十四円は即日受授して終われり。後日のためこの証を作りて証拠となす。【後略】

第四節 小児売渡証

【中文の部分は省略】

今衣食周ねざるにより中人に託して自己の嫡子を何所何某に売り渡して僕となす。当日錢若干を受授し終われり。売渡後、名を更むるも決して異儀なく、また不測のことあるも天命に聴（まか）せ、もし逃亡走失のことあれば売渡人において追跡喚還すべきものなり。後日のため証を作りて証拠となす。

第五節 人質

昔土匪蜂起時代において土匪良民を襲うて財物を掠奪し去るを常とせり。しかるに掠奪すべき財物なき時はその婦女子を連れて巢窟に帰る。そうしてのち人に言わしめていわく、何月何日何処の山また河岸において人質を渡すべければ金子何百円持ち来たるべしと。良民はやむなくその金子を準備しその処に至り人質を取り戻し来たるを常とせり。またその他に人質に類するものあり。甲某乙某に金子を貸しその利子として小児または妻女を小使に使用するものあり。今なおこの風行行われありという。